

# 松本たけしの議員活動報告



## 令和3年度 第1回定例会の報告

定例会(3月議会)は、3月3日から3月23日の21日間開催され、令和3年度一般会計予算等を議決し終了しました。

ここに、特に補足すべき議案について、採決の結果ならびに、本会議および委員会で行なった質疑、討論、私の考えをご報告します。

### ■ 定例会の報告

- ▶ 民間事業提案 官民連携 (一般会計予算の中で)
- ▶ あざさ苑 料金が変わる!? (保険福祉施設条例)
- ▶ MiiMo 管理・運営・料金 (まちづくりセンター設置条例)
- ▶ 議員の人数 減らす? 減らさない? (議員定数を定める条例)
- ▶ 学童事業者 どうやって選定したの? (監査請求)

### ■ 編集後記

議会改革、経費削減

## 民間事業提案 官民連携

### 議案第1号. 令和3年度三宅町一般会計予算について

**可決！民間事業者提案制度事業**は進められることとなります。  
ただし、審査/採択/協議/事業化の各過程は見直しの余地あり。

#### ■ 概要

この民間事業者提案制度は、行政課題の解決のために民間事業者からの提案をとり入れるために昨年10月に試行された、随意契約を前提とする提案制度です。

対象業務範囲は行政が扱うもの全般ですが、新たな財政支出を伴わないものとの制限がつけられています。

昨年10月の募集には、8件の応募があり、うち3件が3月に採択されています。今年度の予算は、この制度での審査に、外部審査委員を入れるための報酬が計上されたものです。

#### ■ 議会での発言内容

本会議で反対討論に立ちました。(以下、討議原稿(一部手直し))

本件、予算原案に反対の立場から討論します。

今回の一般会計予算には、「随意契約保証型民間事業者提案制度」の実施に関する予算が含まれております。

「随意契約保証型民間事業者提案制度」は、民間の提案をとり入れるとのことから、昨年10月に町が募集をかけ、1月に審査を行ない、3月に3件の採択を発表し、これから実証実験?に入るものようです。今回の予算は、今後もこの制度を継続してゆくために、審査に外部委員を入れるための予算措置ということでした。

予算委員会において、この制度について、民間の事業提案をとり入れるためには審査で採択された段階で随意契約を保証する制度とすることが必要であるということ、また、採択された事業の実施にあたっては、予算措置が必要な場合は、予算措置の段階で議会の承認が必要となる。現在、他自治体でも行われている制度である。と説明をいただきました。

委員会でも、採択案件を全て提案者に対して随意契約保証することへの疑問、公募受付から審査、協議、契約に至る過程の透明性担保についての疑問がなげかけられました。

今回、私は、主に、この透明性担保について意見を述べさせていただきます。

今回の制度は、民間事業者が、それぞれ独自のアイデアを提案し、それを、審査会で審査し、採択のというたてつけになっています。

現在、その審査で可否を決めるのは、副町長、教育長および、事業関係部局の部課長ということでした。審査の過程はどういったものだったのでしょうか?

**審査の結果公表では、どれが採択された、どれが採択されなかった、という結果だけ。**審査でどのような議論がなされたのか、その案件が随意契約を保証するに足る理由、期待されるアウトプットなどの説明は一切無い。

次年度からは、外部委員を入れる。そのための予算措置とのことでしたが、もちろん外部委員は必要だと思いますが、合わせて審査過程を充実させ透明性を図ることが必要と考えます。以上です。

#### ■ 採決 (一般会計予算の採決)

委員会 賛成3 (賛成少数) で否決。(松本: 投票権なし)

本会議 賛成5 (賛成多数) で可決。(松本: 反対)

#### ■ 補足

時は、少しさかのぼりますが、昨年(令和2年)の10月に「随意契約保証型民間事業者提案制度」の公募が行われており、3月3日に3件の採択が発表されています。

# 官民連携(つづき)

これには、「新たな財政支出等を伴わないで、経営の効率化や住民サービスの向上が見込めるもの」という条件がつけられています。

町の説明では、アイデア自体が民間の提案となるので、従来の入札のような形はとりにくく、「随意契約を保証する」形にならざるを得ない、とのことでした。

ある議員からは、「提案内容が、その企業ならではのものと判断された場合は随意契約となることもあるだろうが、初期段階で採択されたもの全てに随意契約を保証するのは、おかしい」と言った意見が挙げられました。

また、「その提案内容がその企業ならではのものかどうか」を判定するには、その分野での専門知識が必要となるが、審査(見極め)は大丈夫か? という疑問も投げかけられました。

この制度は、他の自治体でも既に試みられているもので、随意契約を保証しないことで、企業側のインセンティブがなくなり、優れた提案が入ってこないとも言われているようです。

まさに先進的な取組みを導入する場合は、ある程度リスクも受け入れて、そういった制度を活用することもありだと思えますが、三宅でそれが必要なのかなとも思えます。今回は予算も可決され、民間事業者提案制度事業は進められることとなりますが、審査/採択/協議/事業化の各過程で現状の不備を改善してゆくことになると思っています。民間の声を聞くことで、技術面でもコスト面でも、職員の刺激にはなると思えます。

## ■私の考え・・・

3月に採択された3件をその会社のホームページで見ると、そこには提案内容に相当すると思われる説明があり、アイデアは広く公開されているものと見受けました。もちろん、その企業それぞれに、アイデアを実現する上でノウハウがあり、そこはつきあってのお楽しみなのだろうと思えます。

それは、一般の企業が、商品売り込みに行く際も同じで、肝心のところは、契約してみないことには明かされない。町としても、それらのノウハウを見極めるためには、**類似の提案を持つ企業とも比較検討した上で採択に踏み切るべき**でしょう。そういう意味でも、プレゼンを聞いて、審査委員が審査して採択を判定し、その段階で、「随意契約を保証」するのは早すぎると思えます。

委員会の質疑では、審査委員の方から、「『審査会で採択』

の時点では、あくまでも『おもしろそうな提案なので、この先、協議に入れる』という程度のもので捉えている」という話もありました。そうであれば、その時点で「契約を保証」と見せるのは、やはり、おかしな話になります。

普通に、公開されているレベルの情報からスタートして、同業他社の関連情報を集めて分析して、トライアルみたいな事をして採用する。もしくは他で十分に実績のあるものを取り入れる、で良い気がします。

また、「誰が審査するのか」というのも悩ましい話だと思います。民間のノウハウを生かすには、そのノウハウの価値を判断できる人が審査する必要があります。その道のスペシャリストです。

しかし、小さな町の役場では、そもそもスペシャリストが少ない上、人員削減でスリム化され、各分野の専門家を抱える余地がなくなっています。

今の役場は、いわばジェネラリストの集まりで、専門的な事は県職員などに聞くなどで補っていると思えます。そんな集団が、民活のため民間の技術を見極めるにはどうすればいいのでしょうか?

昨年、同時に行われた、複業人材の募集についても、どちらかという、外部に求めるのは専門家であるような気がしました。スペシャリストの外部調達と割り切れば良いのかもしれないが、庁内のジェネラリストがそう割り切ってしまったら、それって「空洞化」っていうものではないのでしょうか。

公の団体が、専門性を企業(営利団体)に委ねる。コントロールしているつもりで、実はコントロールされているなんて事にならないようにしなければなりません。

それと、もう一点。

「試しにやってみよう」と気軽に始めたものの、知らぬ間に後戻りできなくなってしまう事があるという事です。特に小さな町では、今まで中でやれていた仕事を、一旦、外に出てしまうと、今度、戻したくなったときに、その仕事が前のように町内でやれるかという、はなはだ疑問です。

デイサービス、学童保育、この先、幼児園、水道、なんかも話があるとしたら、それこそ大変なことに。

**官民連携(民活)は、急に入れるのではなく、じっくりと、消化できる範囲でやってゆき、時には、後戻りすることも考えて、対案を持ち、冷静にすすめてゆくべきと考えます。**

## あざさ苑の風呂 受益者負担?

### 議案第21号. 三宅町保険福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

**可決!** 65歳以上は、無料回数券を廃し、一回100円となります。

#### ■概要

あざさ苑の風呂について、65歳以上の申請者に配布していた無料回数券(72回)を廃止し、65歳以上は(何回でも)、1回100円とするもの。

(通常料金は300円)

町のタウンミーティングでも話があったが、高齢者のうち無料券の交付申請者は14.3%しかなく一部の人への助成となっている。「受益者負担の原則」から公平性を図りたい。とのことでした。

#### ■議会での発言内容

本会議で賛成討論に立ちました。(以下、討議原稿)

本提案は、あざさ苑の浴場は、主に特定の方が使われているだけである。使っていないで負担だけしている人と比べて不公平だから、少しでも不公平感を減らすために、高齢者を100円にする、というものです。

これをもって、「受益者負担の原則、負担の公平性」と提案者は説明しています。

たしかに、あざさ苑の浴場の維持には大変な費用がかかっています。

しかし本提案は、収益を増やして費用の足しにしようというものでもないように思えます。単に、**無料を有料にして、利用者を減らそうとしている**ようにしか思えないのです。

世の中、新自由主義がもてはやされ、とにかく無駄を削る、特定層へのサービスを削る、そういうものは有償にする、といった動きがあり、そういった考えがもてはやされてきましたが、今は、どちらかという、それらを見つめなおす時期に来ていると、私は考えています。

本案件についても、**サービスを維持しつつコストを削減するやり方を考えてゆくべき**と思えますし、こういった考えは、これだけにとどまるものではなく、**他にも伝染してゆくものである**と考え、本条例の改正に反対します。

#### ■採決

委員会、本会議とも 賛成：6(賛成多数)で可決。(松本：反対)



# MiiMo 町が決める約束事

## 議案第13号. 三宅町交流まちづくりセンター設置条例の制定について

**可決!** 施設管理は町、運営は運営会議で

### ■概要

令和3年度の予算で、交流まちづくりセンターの管理・運営に関する予算は次のとおりでした。(一般会計予算より参考)

◎施設管理費	14,763千円
【内訳】	
需用費(消耗品費・燃料費・光熱水費・修繕費)	5,874千円
役務費(通信運搬費・手数料・保険料)	227千円
委託費(各種保安管理・清掃)	6,519千円
使用料(電算システム使用料等)	1,065千円
備品購入費(関連備品購入費)	1,078千円
◎運営費	69,675千円
【内訳】	
給料(会計年度任用職員4名分)	8,464千円
職員手当等(〃期末手当)	800千円
共済費(〃社会保険料)	1,323千円
報償費(地域コーディネータ謝金)	288千円
旅費(先進地視察費)	514千円
需用費(関連消耗品費)	500千円
役務費(手数料)	38千円
委託料(運営企画支援他)	21,792千円※
使用料	66千円
関連備品購入費	29,599千円※
負担金補助金(地域おこし協力隊・運営会議)	6,291千円

(※は立ち上げ年度特有の費用。2年目以降、運営費は200万程度になる)

施設管理と運営は、別さいふとなっています。両方合わせると、今期は総額8,500万程度ですが、2年目以降は3,500万程度になるでしょう。

ちなみに、窓口の人の人件費は運営費に含まれています。なお、施設の使用料は運営費側の足しになるとのことです。



議案の、「三宅町交流まちづくりセンター設置条例」では、

- ・管理運営のために、センター長のほか必要な職員を置く。
- ・「運営委員会」を置いて、効率的な運営の町政、協議を行なう。
- ・上限の使用料。センター長が認めるときは減免を受けることができる。(会議室が、1時間 1200円~1600円。)などが示されています。

### ■議会での発言内容

委員会では、上限の使用料が高すぎることにに関して、MiiMo会員には1/4程度を考えているとの回答がありました。普通に会議室を使うと1000円~1500円ぐらいでしょうか。

「基本的に、使用料を取るようだが、『使用料を取る/取らない』、『いくらにするか』は、後に、運営委員会で決めるとして良いのか? そもそも、「運営委員会」はどれだけの権限を持つのか?』といった質問に対して、町の回答は、「声は聞くが、最終的には町が決める(責任がある)」というものであったと思います。

他の委員からは、「この条例は、管理、運営とも最終的には町に責任がある。町の立場として『建てたので、あとは住民で全部やってください』では無いことを示したものとして必要な条例だ。」といった意見もみられました。

■採決 委員会、本会議とも 賛成全員で可決。

### ■私の考え・・・

MiiMoの使用に関して、なんでも有料になることについて物議をかもしているが、料金はMiiMo会員であれば、他と比べて遜色は無いと思います。

今まで、公民館施設は、文化協会員なら月2回を無料で使用できたこともあり、有料化には反発も多いようです。しかし、それは本条例で決まるものではなく、運営委員会を通した「運営協議」に委ねられるものとなっています。

**施設は使ってもらってこそ意味があるもの**です。今後、稼働率を少しでも上げるにはどうすれば良いのかという観点で考えてほしいと願うばかりです。

## 議員定数削減(10人→8人)

### 発議第1号. 三宅町議会の議員の定数を定める条例の改正案

**否決!** 賛成3:反対5で否決

### ■概要

議員定数を10名から8名に削減しようという提案

### ■提案者の提案理由

提案理由は2つ

一つ目は三宅町の人口減少。議員一人当たりと住民の数のバランスを考えてのこと

二つ目は前回の三宅町議会議員選挙が無投票になったこと。

なお、定数削減は議会機能の低下の危険性もあるが、議員が自覚を持ちこれまで以上に議会活動に取り組み議会の必要性を高めていくための努力と研鑽を積むことによって定数の削減は可能と判断した。というもの。

### ■議会での発言内容

本会議で反対討論に立ちました。(以下、反対質問) -----

提案理由を聞かせていただきましたが、あらためて、今回の提案でどういうメリット、デメリットがあるのかを再度ご説明いただけますか。デメリットについては、そのデメリットに対して、どのように対処するのかがご説明いただきたい。というのは、提案理由の中では、人口が減ってきたので住民の数と議会議員との定数のバランスを取りますということでした。

私は、**住民の数と議員のバランスをとることは、特にメリットはない**と思います。本来、住民の代表として議員が選ばれる中で、住民の分布、年齢層、男女、住んでいるところの代表が出てくるのが望ましいと言う点から見ると人口が減っても人口の分布に特に変わりがないなら、人口に必ずしも合わせる必要はないのではないかと思います。なお、別のメリットとして、

人員を減らすことで経費を削減することというのがあり得ますが、先の質疑応答で、少なくなった議員の報酬をあげて無投票の対策とするという話がございました。ということは予算の削減も特に考えておられないというわけです。

一方で、デメリットのほうは、ご自身でも、定数削減することで議会機能の低下などを気にされており、それには、各自が研鑽を積むことによって回避可能とのことでした。そうであるなら、今の定数で研鑽を積みばいいじゃないかなと思います。ですので、あらためてメリット、デメリット、デメリットに対する対処をご説明いただきたいと思います。

### 提案者回答)

議員定数削減の発議をしている立場上あえてデメリットは申し上げませんがメリット的には選挙において従前より多くの支持を必要とすることになりますので議員自身が広域的な考えになることがあると思います。何よりも議会運営が削減された議員数で行われるために意見がまとめやすくなり審議時間が短くなり効率的に議会運営ができるなど様々な利点があると思われれます。

### 再質疑、松本)

今、高々10人の議会を8人にするによってまとめやすくなるということですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

提案者回答) はい。

### ■採決

本会議にて、その後反対討論が3名からあり。

賛成3(賛成少数)で否決。(松本:反対)

### ■私の考え・・・

**大切なのは議会を機能させること。**

# 学童保育事業者選定 プロポーザル審査会 発議第2号. 監査請求に関する決議案

**可決!** 昨年10月に行われた「放課後児童健全育成事業の委託業者選定」に監査を実施していただきます。

## ■概要

三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定に関し、審査委員会（プロポーザル方式）の審査結果が、1位516点、2位513点、の僅差となり、2位の者から、審査委員6名の個票の公開請求が出されたところ、「個票は無い」（廃棄した）、との回答があったことから、**審査の正しさを確認する**ため監査を行なっていただくというもの。

## ■議会での発言内容

本会議で賛成討論に立ちました。（以下、討議原稿）

それでは賛成の立場から討論させていただきます。

私は前から**プロポーザル審査会の運用について改善**の余地があると考えておりました。

複数の委員が選んだ内容で委託先を決めるという観点からはプロポーザル審査会は良いことだと思います。しかし、その実態はいきなり複数の委員が業者の**プレゼンを聞いて結果を投票して集計して1位のところを決める**というような形になっているのではないかと心配しております。

それでは本当に町のためになる住民のためになる選定結果が得られるのかどうか疑問です。なぜ委員の中に各分野の有識者をお呼びするのかと言うと専門的観点から業者のプレゼンに対して意見を述べてもらうためのものであると思っております。

それから審査基準についても配点だけではなくて、どのような観点で業者を選定していくのかそういう時点から審査委員の皆さんには議論していただきたいと思っております。

今回、審査会の議事録を見させていただきましたが、議論は無く、提案者への提案に対する質疑応答がちらちらとあっただけです。私は学者の観点からこう思いますとか私は町の運営の観点からこう思いますとかそういった議論がないんじゃないか、という疑念を持っております。

プロポーザル方式の委託業務者選定委員会の設置条例を見ると、委員会は何をやるかが書かれています。「最終提案者の決定に関すること全てを行う」わけであらかじめ決められた配点で点数投票して合計して1位になったところが選ばれるということではちょっと足りないんじゃないかなという風に思っております。

前回12月の委員会で、このプロポーザルの決定内容に対して行政の方々に質問しましたが「これは公正な手順で審査会を開いて点数が何点で何点だったからここに決まりました」という以上の説明を受けることができていません。

ということで今回、公文書の問題という点もあるかと思いますが最終的には**プロポーザルの審査会が手順に対してそのとおりに行われているのか、手順の見直しの余地は無いのか**、の取っ掛かりとしてこの監査を行って頂きたい。ということで発議に賛成したいと思います。以上です。

## ■採決

本会議にて 他に、賛成討論3名あり。  
賛成：5（賛成多数）で可決。（松本：賛成）

## 編集後記



議会は、何をやっているのかわからない。（仕事していない）という声を前から耳にしています。

「いろいろやっているのだけだなあ。」と思いつつも、「まあ、そうなんかなあ。」と思ったりします。

実際、住民の代表として「やってほしい」と思われることと、「議員として、実際にやれる事。」にギャップがあるような気がします。

しかし、「議員」を「議会」に置き換えてみると、様相は一変するなあと思いつつも、ここ1年は、「議会改革」に取り組んできました。

住民の話聞くにしても、一議員として聞くのではなく「議会として」聞く。行政に提言するにしても、一議員としてやるのではなく、「議会として」提言する。しかも、これを実現するために、多数派工作のようなことをするのではなく、議会で事案一つ一つに是々非々で、異なる意見をぶつけあい、結論を出す。そんな議会に出来たら、住みよい町になるだろうな。などと。まずは、**議会は住民を写す鏡。鏡を磨いて、議会は透明にしよう**してきましたが、未だ、到達していません。

そうは言いながらも、議会の様子は、私が初めて議会に参加した時から、だいぶ変わってきたと思っております。委員会ももとより、**本会議でも、賛成/反対の討論が行われるようになりました。**

議会は議論してなんぼのところ。説明を聞いて、最初、良い/悪いと思ったことに対して、議員間で意見を出し合い、自分の考えを深め、最終的に決めなければならないことを決める。ということをやるところです。理事者から説明を聞いて、賛成/反対を各自で決めて、議員の多数決を持って結論を出す、というのでは「議会」とは言えない。

（書いていて、プロポーザルの審査会のことを思い出しました。議会も同じ?）

以前、ある方から、「議員の活動報告では、議会でどう議論をしたのかを聞きたいんだ」と言われました。今回の報告は、そういった事を意識したのですが、自分でも物足りないものとなりました（なかなか書ききれない）。

現在、本会議に限られますが、**Youtubeでの動画公開**を企画しており、実現すれば、一助になるかと思っております。

デフレが続く中、ここ数年、会計年度任用職員の制度、複業人材登用、公民連携、などの動きとともに、防災の分野で、**「まずは自助」**、福祉の分野で、**「受益者負担の原則」**などと言って、あざさ苑の風呂有料化、タクシー券縮小など、進もうとしています。私には、みんな根っこは同じような気がしてなりません。今後、水道や保育園、などにも、**「お金がないから」の波**が来るのかもしれない。

今の町長が、なりたてのころに、一つ、私の心に残っている言葉がありました。それは、

「（効率化と言っても）、必要なものは必要。どうしてもお金をかけなければならないものもある。」というもの。こういった場面だったかは、忘れましたが、**「お金は所詮お金でしかない。必要なものかどうかは、お金で測れるものではない。」**というものだったのだと思っております。

経営の苦労は経営の苦労として、本来やらねばならない事を曲げて経営努力していたら、何をやっているのかわからなくなってしまふ。

世の中は、ここ20年あまり「経費削減」を是として進んできました。気がついたら、ぜい肉だけでなく、筋肉、身、骨までも削ってしまっている。しかも、当人はそれに気づかない。

「無駄を省く」ことは重要だが、順番としては、**「かけるべきところにきっちりとお金をかけ、その上で無駄は省く。」**なのでしょう。

地方も、そして、もちろん国も。

